

○おいらせ町国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

令和6年8月1日

告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の17に規定する高額療養費の支給申請を簡素化する手続（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月間の高額療養費 省令第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費
- (2) 年間の高額療養費 省令第27条の17の2第1項及び第27条の17の3第1項に規定する年間の高額療養費

(対象者)

第3条 月間の高額療養費の手続の簡素化の対象となる者は、月間の高額療養費に係る療養のあった月の初日において、国民健康保険税の滞納がない世帯主とする。

- 2 年間の高額療養費の手続の簡素化の対象となる者は、年間の高額療養費に係る計算期間（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2の2第1項ただし書の計算期間をいう。以下同じ。）において保険者を変更しておらず、基準日保険者（計算期間の末日において、国民健康保険の世帯主である者が加入している国民健康保険の保険者をいう。）において計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握することができ、かつ、月間の高額療養費の手続の簡素化を利用している世帯主とする。

(手続の簡素化)

第4条 手続の簡素化を利用する者は、国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前条第1項に規定する者から申請書の提出があったときは、以後月間の高額療養費の支給申請を省略することができる。
- 3 町長は、前条第2項に規定する者から申請書の提出があったときは、以後年間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

(手続の簡素化の変更又は停止)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手続の簡素化を変更又は停止す

ることができる。

- (1) 国民健康保険高額療養費手続の簡素化申請書（様式第1号）により、変更または中止の申請があったとき。
- (2) 国民健康保険税の滞納があるとき。
- (3) 指定された金融機関の口座に高額療養費の支給ができなくなったとき。
- (4) 世帯主の異動があったとき又は保険証の記号番号が変わったとき。
- (5) 前条第1項の規定による申請の内容に偽りその他不正があったとき。

（補則）

第6条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化申請書

申請日 年 月 日

被保険者証 記号・番号	お	個人番号											
申請者 (世帯主)	住所		おいらせ町										
生年月日	年 月 日		連絡先										
<p>おいらせ町長 様</p> <p><input type="checkbox"/> 新規申請</p> <p>私は医療機関等に対して一部負担金を遅滞なく支払うことを誓約し、高額療養費の支給申請手続の簡素化を申請します。また、下記事項に同意します。</p> <p>(1) 世帯主が変更となった場合、自動振込が停止されるため、新たな世帯主による申請又は診療月ごとに国民健康保険高額療養費支給申請書を提出すること。</p> <p>(2) 再審査等により支給額に変更が生じた場合は、次回以降の支給額で調整されること。</p> <p>(3) 交通事故等の第三者行為求償事務の対象となった場合は、第三者行為による傷病届等を提出すること。</p> <p>(4) 国民健康保険税の滞納が生じた場合は自動振込が停止されること。</p> <p><input type="checkbox"/> 変更 高額療養費の振込先金融機関を変更します。</p> <p><input type="checkbox"/> 中止 高額療養費の支給申請手続の簡素化を中止します。</p>													
振込先金融機関													
銀行 信用金庫 協同組合 ()			本店 支店	預金種別	普通 当座								
口座番号			口座名義人 (カタカナ)										
<p>高額療養費の支給は世帯主となりますので、世帯主名義の口座情報を記入してください。世帯主が世帯員へ受領の権限を委任する場合は、下記委任状へ記入のうえ、受任者名義の口座情報を記入してください。</p>													
委任状	<p>高額療養費の受領に関する権限を下記のものに委任します。</p> <p>【受任者】</p> <p>住所： おいらせ町 氏名：</p>												